

図4-1 保育所数(縦軸)と地価の上昇率(横軸)

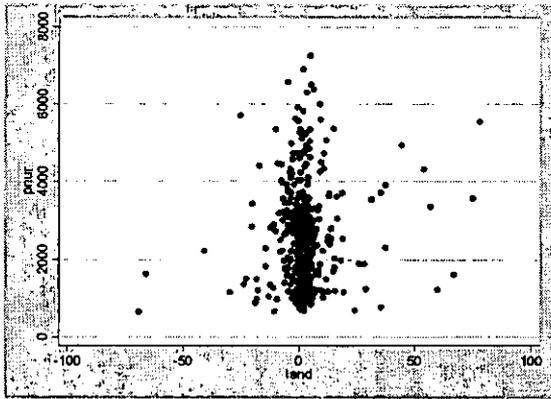
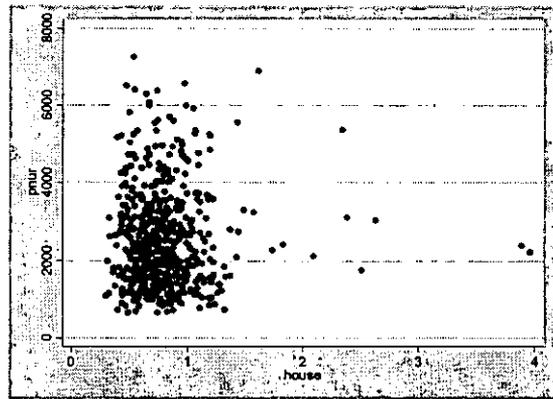


図4-2 保育所数(縦軸)と住宅着工上昇率(横軸)



5. 保育所整備と地域の成長力との関係

6歳未満人口100人あたりの保育所定員数と地域の成長力は負の相関関係があり、また6歳未満人口に占める待機児童割合は正の相関関係がある。これは、保育所整備が遅れている地域で成長力が高い可能性があることを示している。この背景には成長力が高い地域ほど保育所整備が遅れている可能性があり、保育資源に財源が振り向けられていない可能性がある。

図5-1 保育所数(縦軸)と地域の成長率(横軸、03年)

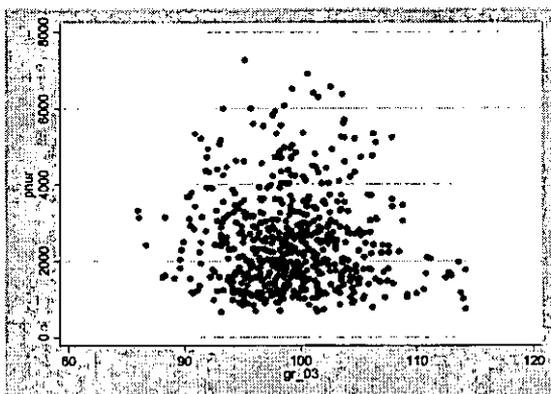


図5-2 待機児童率(縦軸)と地域の成長率(横軸、03年)

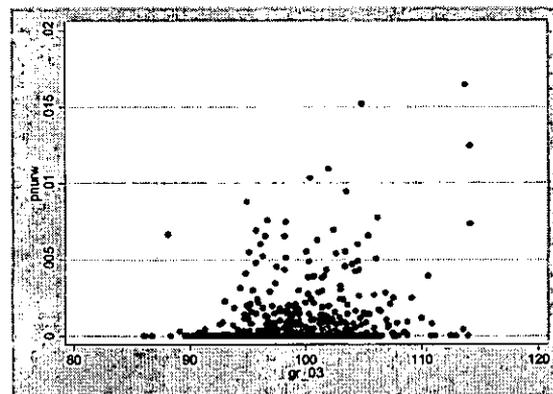
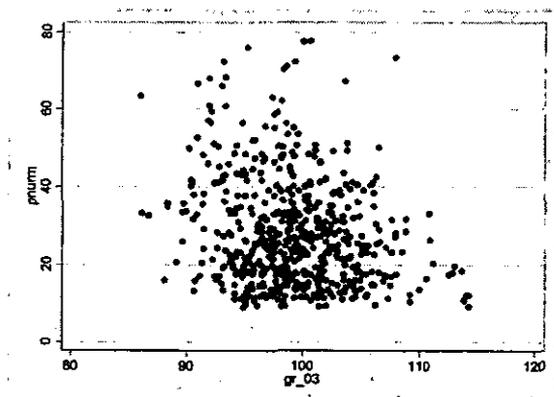


図5-3 保育収容率(縦軸)と地域の成長率(横軸、03年)



まとめ

以上の結果をまとめると次のようになる。待機児童数を減らすような保育所整備を行うことは当該地域の女性労働力率と出生率を高めると考えられる。また、女性労働力率が高い地域で出生力は高いという関係が観察され、必ずしも女性労働力率を高めることが出生力を引き下げることはない。これらの結果から、保育所整備を行うことで女性労働力を高め、また出生力をも高める可能性があると言えよう。保育所整備は地価や住宅着工の伸び、そして成長力を必ずしも高めることには繋がっていない。

今回の分析は人口規模や産業構造などの地域特性を十分にコントロールしておらず、結果の頑健性は十分保証されたものではない。今後は地域特性をコントロールしつつ、詳細な分析を加えたい。また、地域の男女共同参画への取り組みとの関係についても詳細な分析を行いたい。

参考 相関係数マトリックス

	pnur	pnurm	pnurw	p_lff_00	p_lff20_00	p_lff30_00	tfr_97	land	house	gr_03
pnur	1.0000									
pnurm	0.8467*	1.0000								
pnurw	-0.3585*	-0.4074*	1.0000							
p_lff_00	0.3274*	0.3353*	-0.1743*	1.0000						
p_lff25_00	0.2010*	0.3624*	-0.1121*	0.5244*	1.0000					
p_lff30_00	0.3264*	0.5370*	-0.2389*	0.5860*	0.8471*	1.0000				
tfr_97	0.1272*	0.2685*	-0.1536*	0.1600*	0.0865*	0.3629*	1.0000			
land	0.0896*	0.0451	0.0531	0.0150	-0.0660	-0.1101*	-0.0925*	1.0000		
house	0.0144	-0.0540	0.1061*	0.1896*	0.0641	0.0157	-0.1936*	0.0259	1.0000	
gr_03	-0.0605	-0.2231*	0.2137*	0.0201	-0.2119*	-0.2679*	-0.0958*	0.0427	0.4227*	1.0000

数値の横にある*は、10%水準で統計的に有意な相関関係があることを示している。

第6章 京阪神都市圏における出生、結婚と育児支援策

駿河輝和

1. はじめに

出生率や結婚率の地域間格差の存在は、多くの文献で指摘されている。(北村(2003)、仙田・樋口(2002)など) 所得、就業率、産業構造といった経済的要因や、親との同居などの社会的要因の地域間格差が減ってきて、出生率や結婚率の地域間格差は必ずしも縮小していない。したがって、経済社会的な要因では捉えきれない慣習のような要因が存在する可能性が高い。慣習のような直接変数によって捉えきれない残差的な地域要因を排除するために、ここでは地域性の似かよった京阪神大都市圏に属する市を選び出して分析を進めようとしている。京阪神大都市圏の各市間での出生率や結婚率が経済社会的要因や育児支援策などの地域の政策によりどこまで説明できるのか、あるいはまだ捉えきれない地域格差が残るのかを調べようとした。ただし、現段階では、簡単なデータの散布図による分析にとどまっている。

岸(1998)(2002)は、各都道府県の時系列データを用いて、保育所と出生率の関係を分析している。岸(1998)では、東京周辺の神奈川県と埼玉県の合計特殊出生率と人口当たり保育所定員数との関係を調べ、保育所定員数は出生率に影響を与えず、むしろ出生率が保育所定員数に影響を与えていることを指摘した。岸(2002)は、47都道府県で、合計特殊出生率と保育所数の関係を時系列的に分析し、4県でのみ保育所数が出生率に影響を与えており、6県でのみ出生率が保育所定員に影響を与えていたに過ぎないことを指摘している。また、岸(2003)は、都道府県のプーリングデータを用いて、0歳から4歳児1000人に対する保育所の数と合計特殊出生率の間には正の相関があることを確かめた。

京阪神地域に関しては、佐々井(2003)が出生率の水準や変動が全国平均に近いグループとして、京都、大阪、兵庫、奈良を分類している。

2. データ

ここでは、TFR（合計特殊出生率）、25～29歳の女性の結婚率、25～29歳の女性の就業率、一人当たり所得、対象者100人当たり保育所定員数、認可保育園の月額保育料といったデータを使用している。TFRは、1993年から1997年までの平均を取っている。25～29歳までの女性の就業率と結婚率は2000年の国勢調査からのデータである。一人当たり所得は、自治省による市町村税の課税状況に関する調べより求めた課税対象所得額と納税義務者数を使用して、前者を後方で割ったものを使用している。所得は2000年のものを使用した。少子化対策としての認可保育所の定員数は、2000年の就学前児童100人あたりのものである。就学前児童人口は0歳から5歳までの人口に6歳の人口の半分を足したもの

となっている。また認可保育所の月額保育料は、ここでは夫婦2人の前年の所得税額が30万円で3歳の第一子を預ける場合の金額である。低所得者の月額保育料（前年度の住民税は均等割のみの世帯で、3歳の第一子を預ける場合）も得られるが、ここでは使用しなかった。

京阪神大都市圏として、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県の市の内、大阪市、京都市、神戸市のベッドタウンと考えられる市を選出した。また、データが欠けている市も除外した。その結果、59の市を選択した。大阪市、京都市、神戸市は区ごとの区分を使用せずに、一つの市としてデータに入っている。将来はより綿密な市町村あるいは政令指定都市の区の選別が望ましいだろうが、ここでは荒い選別方法を使用した。

3. 出生率、結婚率とその他の変数との関係

まず、出生率（TFR）と保育所定員比率、保育料、女性就業率（25～29歳）、所得との関係を散布図にしたのが、図1から図4までである。出生率と保育所定員比率の間には、あまり明確な関係は読み取れないが、緩やかに負の関係があるように見える。すなわち、保育所定員比率が低いほうが出生率は高いという予想とは逆の関係である。この点は、都道府県別のデータで児童人口当たり保育所数と出生率の間に正の相関を見出した岸(2003)と異なった結果になった。ただし、岸(2003)が保育所数であるのに対し、ここでは保育所定員を使用している点が異なっている。出生率と保育料には何の関係もなさそうに見える。出生率と女性の就業率の間には、負の関係が読み取れる。これは、就業率が高いほど出生率は低いという予想された関係である。出生率と所得にも緩やかな負の関係が読み取れる。すなわち、所得が高いほど出生率は低くなるという関係で、所得が女性の機会費用を表していると考えると整合的な関係であり、夫の所得を表している場合には、所得が高いほど子供の数は多くなると考えられ矛盾する関係となっている。

女性の既婚率（25～29歳）と保育所定員比率、保育料、女性就業率（25～29歳）、および所得との関係を散布図にしたのが、図5から図8である。既婚率と保育園定員比率と保育料の間にはほとんど何の関係も認められない。結婚率と就業率の間にはかなりきれいな負の関係が認められる。就業率が高いほど結婚率が高いという予想どおりの関係である。結婚率と所得にも負の関係が認められる。所得が高いほうが結婚率は低くなるという関係で、所得が女性の機会費用を表していると考えると整合的な結果となる。

4. おわりに

ここでは、京阪神大都市圏の各市における出生率や結婚率と育児支援策、女性就業率、所得との関係を単純な散布図により調べた。その結果、出生率や結婚率と女性就業率および所得には、負の関係が見られたが、保育所定員比率や保育料といった育児支援策には明確な関係は見られなかった。今後の課題としては、次のようなことが考えられる。

- (1) いくつかの経済社会変数をコントロールして、出生率や結婚率と育児支援策との関係を調べる。
- (2) 京阪神大都市圏の市の選び方をより綿密なものとする。また、大阪市、京都市、神戸市の各区を利用した分析の可能性をさぐる。
- (3) 通勤距離など新たな変数を導入する。

参考文献

- 岸智子(1998)「自治体による保育・就業支援制度と出生行動」厚生省科学研究費総合報告書(平成8年度～平成10年度)『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(主任研究者：阿藤誠)第3章7、501-512
- 岸智子(2002)「保育所数と出生率—保育所増設の出生率効果について」厚生科学研究費補助金総合報告書(平成11年度～平成13年度)『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』(主任研究者：高橋重郷)第Ⅱ部第1章2、118-128
- 岸智子(2003)「都道府県別に見た合計特殊出生率と保育所数」厚生労働科学研究費補助金平成14年度報告書『少子化の新局面と家族・労働政策の対応に関する研究』(主任研究者：高橋重郷)第Ⅱ部3、195-201
- 北村行伸(2003)「結婚・出産に地域差は影響を与えているのか：結婚経験率・出生率の時系列・クロスセクション分析」厚生労働科学研究費補助金平成14年度報告書『少子化の新局面と家族・労働政策の対応に関する研究』(主任研究者：高橋重郷)第Ⅱ部2、175-194
- 佐々井司(2003)「都道府県間の出生力格差に関する要因分析」厚生労働科学研究費補助金平成14年度報告書『少子化の新局面と家族・労働政策の対応に関する研究』(主任研究者：高橋重郷)第Ⅱ部4、202-221
- 仙田幸子・樋口美雄(2002)「子供のいる既婚女性の就業行動の地域差をもたらす要因は何か—「中心市」「郊外」「その他」の比較」厚生科学研究費補助金総合報告書(平成11年度～平成13年度)『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』(主任研究者：高橋重郷)第Ⅱ部第2章4、206-218

图1 出生率と保育所定員率

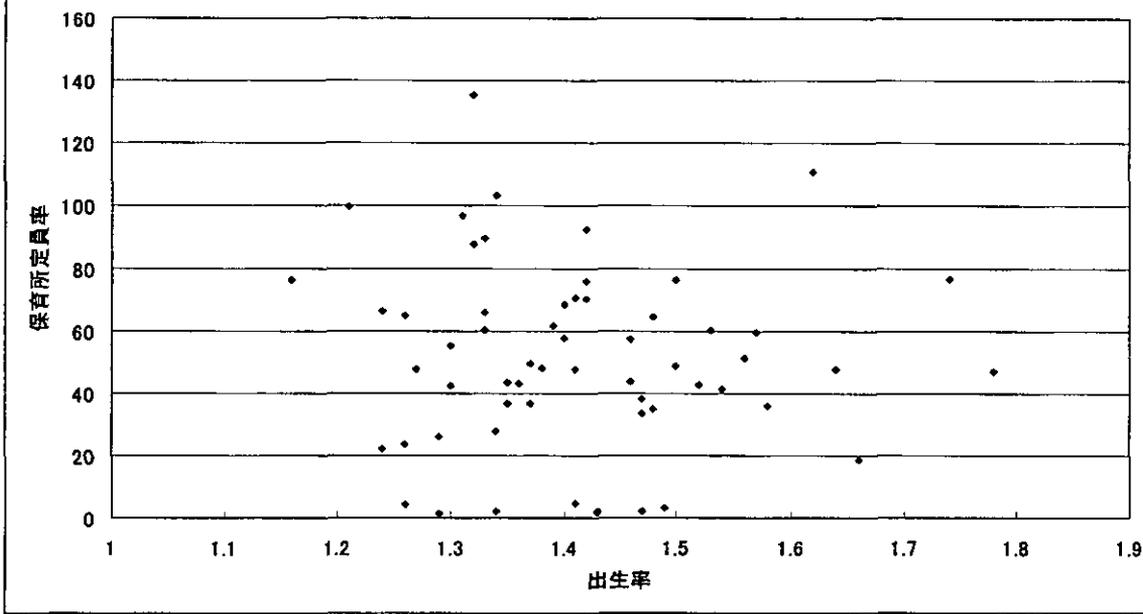


图2 出生率と保育料

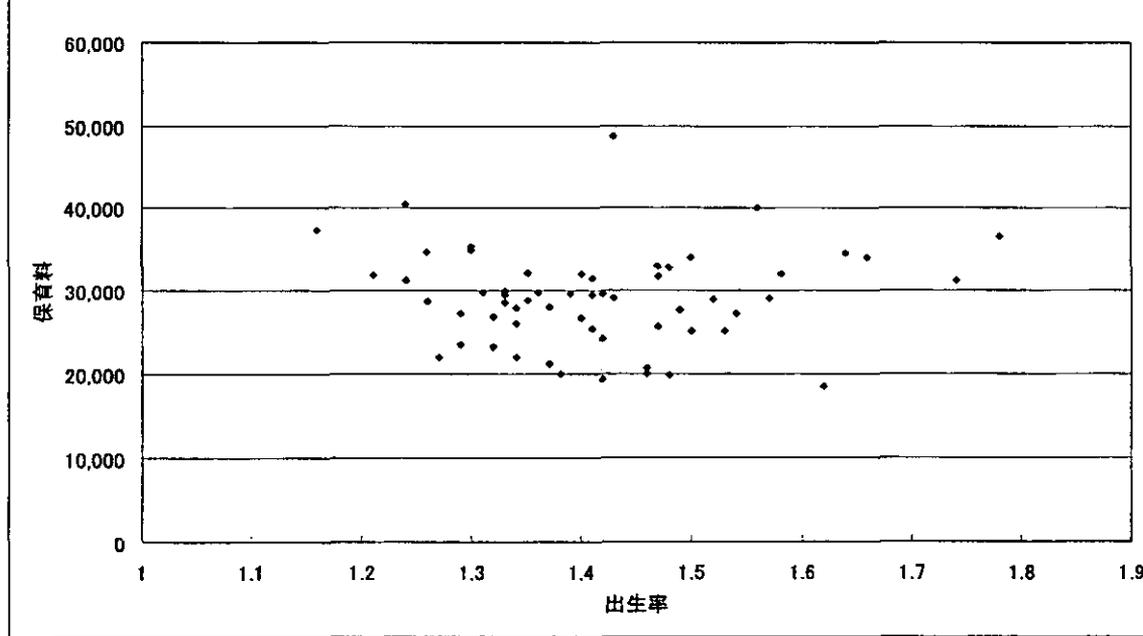


図3 出生率と女性就業率

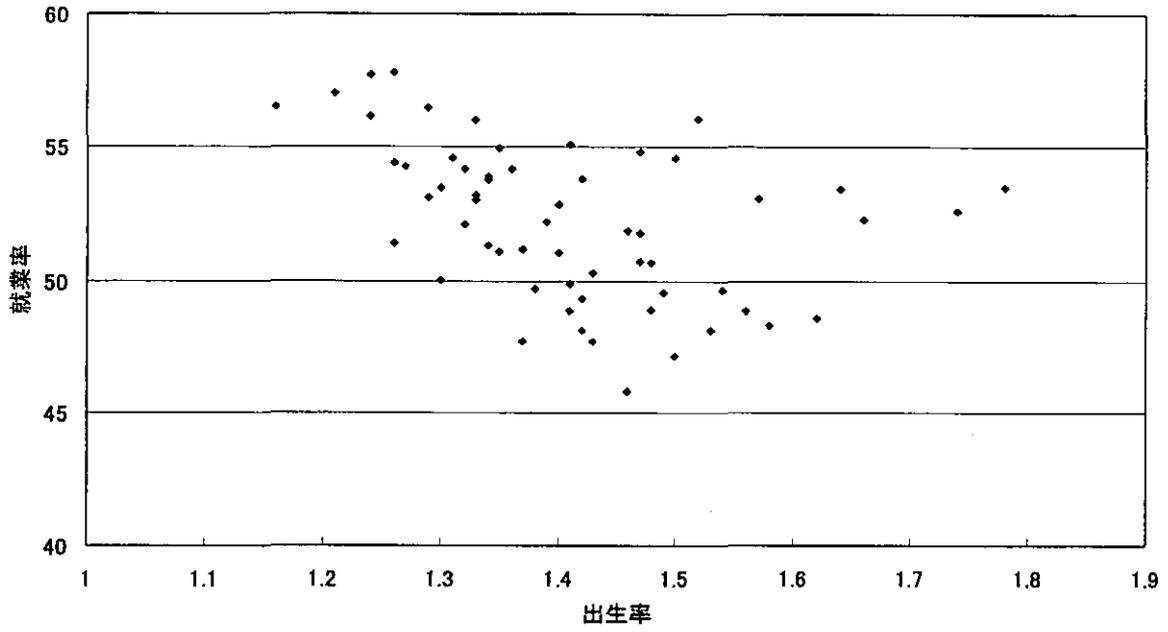


図4 出生率と所得

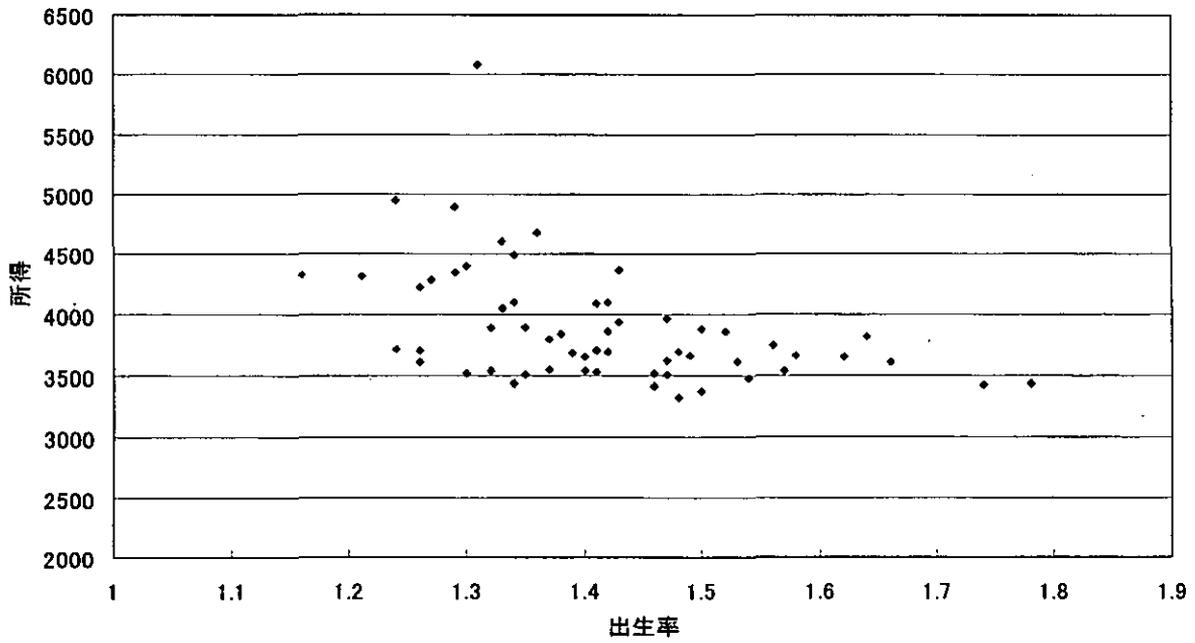


圖5 女性結婚率(25-29歲)と保育所定員率

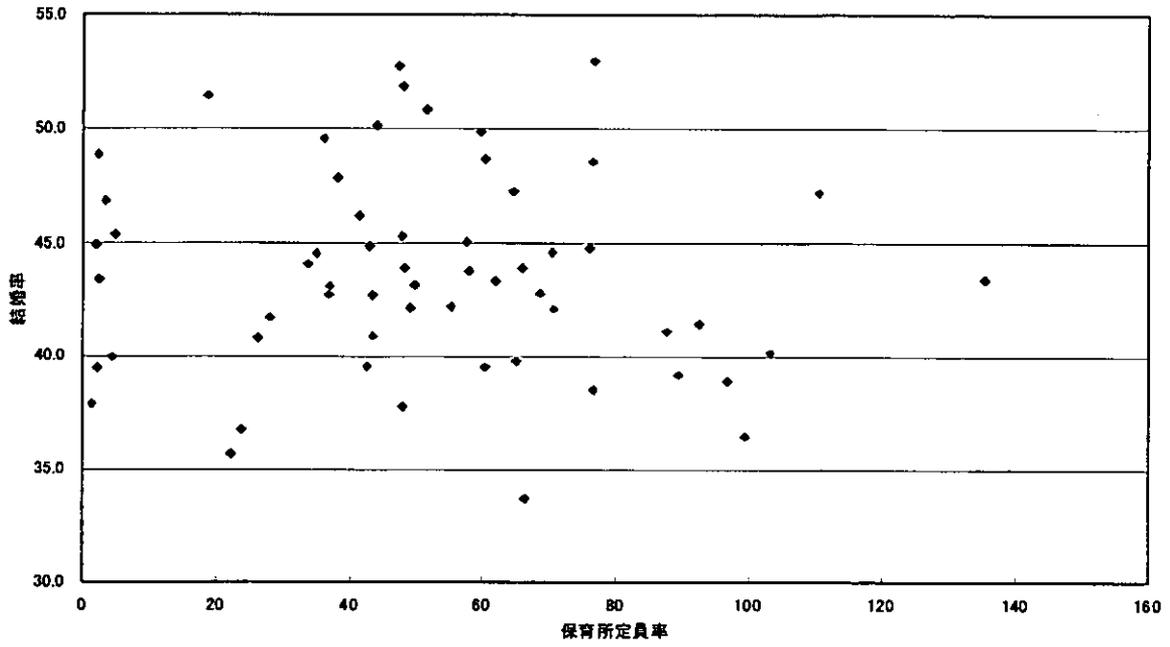


圖6 女性結婚率(25-29歲)と保育料

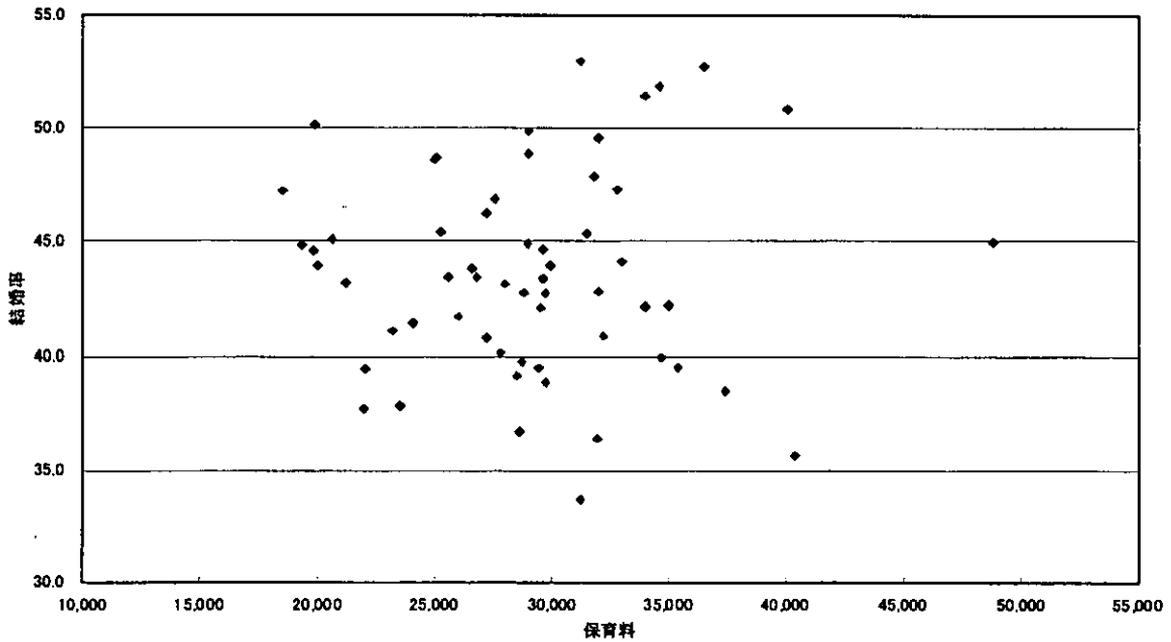


图7 女性結婚率(24-29歳)と就業率

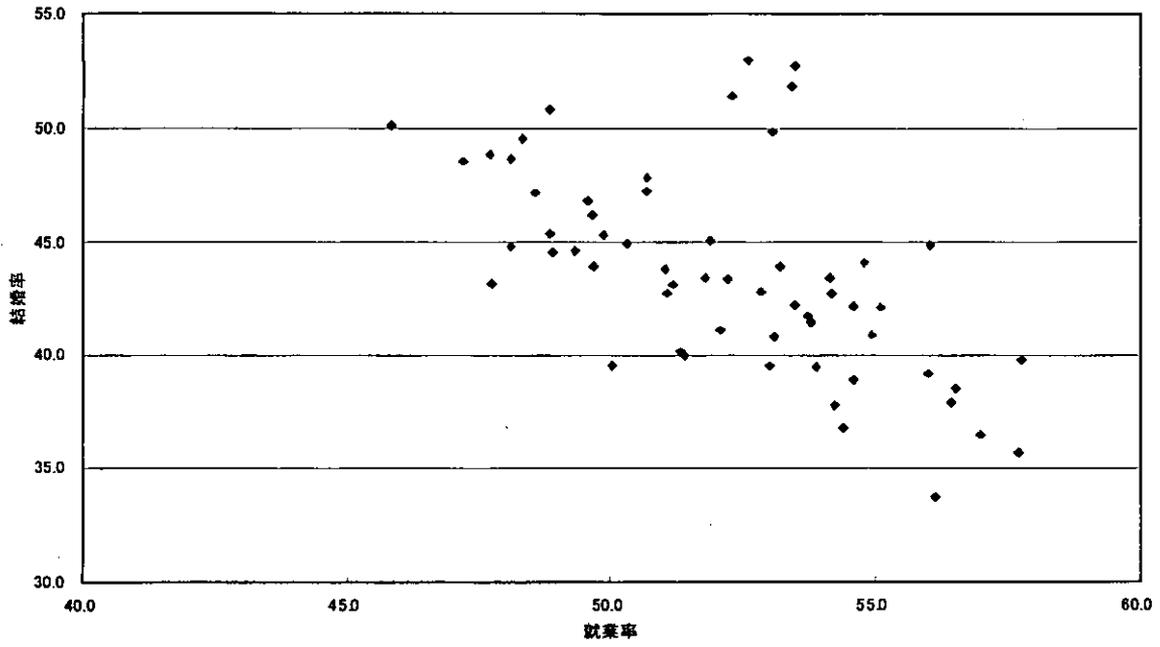
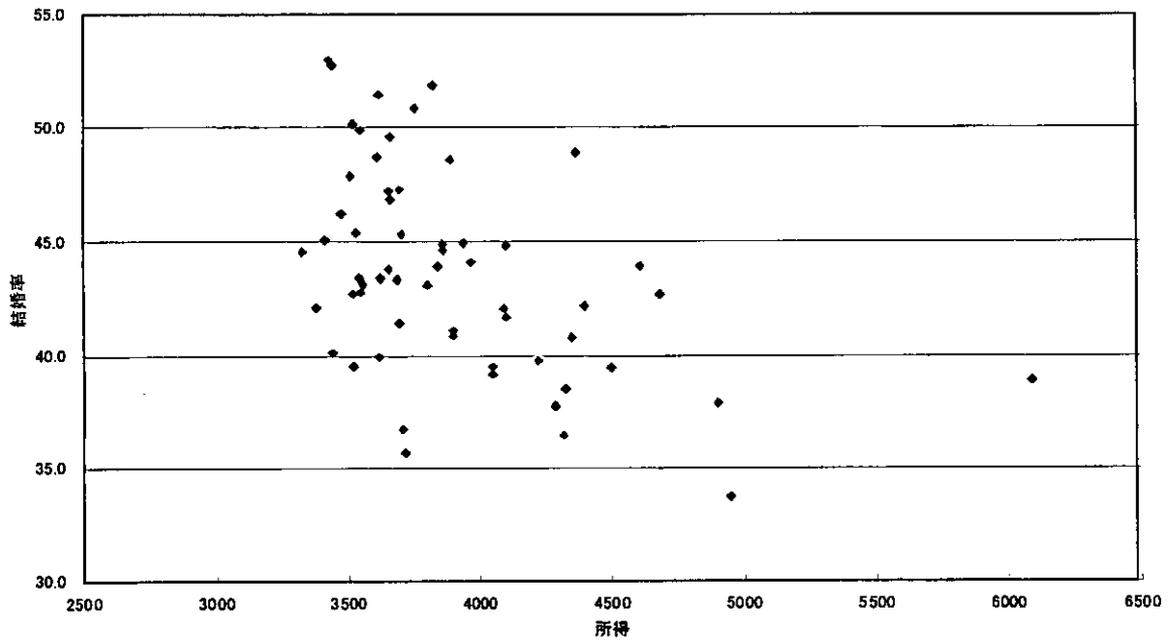


图8 女性結婚率(25-29歳)と所得



第7章 地方自治体における少子化対策と合計特殊出生率

小島 宏

はじめに

本研究では参議院事務局第二特別調査室が実施した「都道府県及び市町村における少子化の実状と少子化対策についての実態調査」の対象となった市区町村のうちで2000年の合計特殊出生率推計値（前後3年間の平均）が利用可能な230市（および東京都内の区）について、若干の地域関連変数と人口動態関連指標をコントロールした上で、2000年の調査時点までに実施していた少子化対策が合計特殊出生率やその変化率に対してどのような影響を及ぼしている可能性があるかについて重回帰分析とロジット分析を行った。昨年度報告書に掲載された拙稿（小島 2003）では過去の人口指標とそれに関する認識の少子化対策に対する影響を検討したが、今回は人口指標に対する少子化対策の影響を検討しようとするものである。

1. データ

本研究で用いるマイクロデータは、参議院事務局第二特別調査室から（株）日本総合研究所に委託されて2000年10月に実施された「都道府県及び市町村における少子化の実情と少子化対策についての実態調査」に基づく個票データである（日本総合研究所 2001）。筆者は当時、同室の特別調査員を併任していたことからそのデータの使用を許された。

調査対象者は地方自治体「少子化担当セクションの責任者」であるが、その自治体は人口20万人以上の全市区町村とそれ以下の人口規模については規模に応じて減少する抽出率で抽出した計1,131市区町村で、そのうち523市区町村から有効回答が得られた。同時に全都道府県を対象とする類似の調査票による調査が実施され、37都道府県から有効回答が得られたが、本研究では市区町村のうちで2000年の合計特殊出生率推計値（前後3年間の平均）が利用可能な230市（および東京都内の区）のみを分析対象とし、町村や都道府県は対象としない。

他方、コントロール変数として用いた、それらの市に関する過去の人口指標は旧厚生省大臣官房統計情報部『昭和63年～平成4年 人口動態保健所・市区町村別統計―人口動態統計特殊報告―』および『平成5～9年 人口動態保健所・市区町村別統計―人口動態統計特殊報告―』に基づく市区町村別の人口統計指標である。具体的には、1990年前後と1995年前後各5年間についての合計特殊出生率、出生数、婚姻数、離婚数を基にした人口指標をコントロール変数とした。

2. 分析方法

本研究で適用する統計的手法は重回帰分析 (SAS/REG Procedure) と多項ロジット分析 (SAS/CATMOD Procedure) であるが、解釈を容易にするためにダミー・コーディングを用いた。分析の対象とする従属変数およびモデルに投入される独立変数、コントロール変数は以下の通りである。独立変数は部分的に意味がありそうなものの中からいずれかのモデルで有意な効果をもつものが選ばれた。

従属変数：合計特殊出生率に基づく指標

- ①2000年の合計特殊出生率の推計値
- ②2000年合計特殊出生率／1995年合計特殊出生率
- ③2000年合計特殊出生率／1995年合計特殊出生率 ≥ 0.95 であるか否か (以上29%、未満71%)
- ④1990年から1995年への変化率より1995年から2000年への変化率が大きいかわり (大41%、小59%)

独立変数：少子化対策

- ①10-2 「少子化対策部署の設置」実施の有無 (有9%、無91%)
- ②11-3 「延長・夜間保育の充実」実施の有無 (有73%、無27%)
- ③11-4 「学童保育の充実」実施の有無 (有90%、無10%)
- ④11-5 「公立保育所への常勤保育士の手厚い配慮」実施の有無 (有64%、無36%)
- ⑤11-8 「子育てサークルへの支援」実施の有無 (有45%、無55%)
- ⑥11-9 「公共施設での託児サービスの実施」実施の有無 (有23%、無77%)
- ⑦12-1 「ファミリー層への家賃補助」実施の有無 (有6%、無94%)
- ⑧12-2 「子ども部屋増改築の支援」実施の有無 (有1%、無99%)
- ⑨12-4 「子育て世帯住宅の分譲」実施の有無 (有1%、無99%)
- ⑩13-8 「不妊治療の相談の充実」実施の有無 (有6%、無94%)
- ⑪14-4 「産後・育児後の女性の再就職支援」実施の有無 (有10%、無90%)

コントロール変数：自治体の属性

- ①地方ブロック (北海道5%、東北7%、関東31%、近畿13%、中四国9%、九州12%、中部23%)
- ②都市区分 (大都市10%、中小都市90%)

コントロール変数：人口統計指標

- ① c1995年合計特殊出生率推定値 / c1990年合計特殊出生率推定値 (0.9未満12%、1.0以上8%)
- ② c1995年合計特殊出生率推定値 / c1995年合計特殊出生率全国平均値 (1.0未満43%、1.25

以上11%)

③ c1990年合計特殊出生率推定値 / c1990年合計特殊出生率全国平均値 (1.0未満40%、1.25以上7%)

④ c1995年出生数 / c1995年婚姻数 (1.5未満34%、2.0以上3%)

⑤ c1995年離婚数 / c1995年婚姻数 (0.2未満9%、0.3以上24%)

3. 分析結果

分析結果は以下の通り、従属変数の種類に応じて表の形で示した。まず、表1の第1パネルに示された、2000年合計特殊出生率推計値の規定要因に関する重回帰分析結果をみると、「少子化対策専従部署の設置」、「学童保育の充実」、「公共施設での託児サービスの充実」、「子育て世帯住宅の分譲」が有意な正の効果をもち、「延長・夜間保育の充実」、「子育てサークルへの支援」、「産後・育児後の女性の再就職支援」が負の効果をもつことが見いだされた。

また、表1の第2パネルに示された1995年合計特殊出生率推計値に対する2000年合計特殊出生率の比に対しては「公共施設での託児サービスの充実」が有意な正の効果をもつことが示された。さらに、表1の第3パネルに示された1995年合計特殊出生率推計値に対する2000年合計特殊出生率の比が0.95以上であることに対しては「公共施設での託児サービスの充実」、「子ども部屋増改築の支援」、「不妊治療の相談の充実」が有意な正の効果をもち、「延長・夜間保育の充実」、「公立保育所への常勤保育士の手厚い配慮」、「子育てサークルへの支援」、「産後・育児後の女性の再就職支援」が負の効果をもつことが示された。

他方、表1の第4パネルに示された1990年から1995年への変化率より1995年から2000年への変化率が大きいオッズに対しては「公共施設での託児サービスの充実」、「ファミリー層への家賃補助」が有意な正の効果をもち、「子育てサークルへの支援」が負の効果をもつことが示された。

おわりに

以上でみた解釈が困難な効果によって示唆される通り、以上の結果は調査時点が2000年であり、合計特殊出生率の2000年に関するものであることから、逆の因果関係を表している可能性もある。また、各種の少子化対策の影響は施策そのものの影響ではなく、その背景にある住民、役所、首長、議会等の意識や行動を反映している可能性もある。

今後の分析上の課題として、マイクロデータに関して以下の3点が挙げられる。まず、市区レベルの回答と都道府県レベルの回答をリンクする可能性を検討する可能性が考えられ

る。しかし、都道府県の無回答（10/47）についてどう扱うかという問題がある（imputationが可能か）。また、市区レベルの無回答、質問項目単位の無回答についても検討の余地があろう。さらに、自由回答のテキストデータの分析についても検討の余地がある。

他方、マクロデータに関する今後の課題としては、以下の3点が挙げられる。まず、自治体属性に関する情報（たとえば、人口規模）の追加の可能性がある。また、人口静態統計指標、社会経済統計指標（たとえば、年少人口割合、女子就業者割合）の追加の可能性もある。さらに、マクロレベルでの政策関連統計指標の追加の可能性もある。

全体に関する今後の課題としては、以下の3点が挙げられる。まず、目的によっては人口規模等による重み付けについても検討する余地があろう。また、個人・世帯・事業所だけでなく地方自治体に対するサンプル調査結果の都道府県や中央政府の施策への反映方法も検討すべきかもしれない。さらに、地方自治体や中央政府による施策策定・評価における官庁統計の利用方法の開発もいずれは検討する必要もあろう。

表1. 重回帰分析とロジット分析の結果

従属変数	区分	有意な独立変数と効果
2000年の合計特殊出生率の推計値	水準	「少子化対策専従部署の設置」 (+) 「学童保育の充実」 (+) 「公共施設での託児サービスの充実」 (+) 「子育て世帯住宅の分譲」 (+) 「延長・夜間保育の充実」 (-) 「子育てサークルへの支援」 (-) 「産後・育児後の女性の再就職支援」 (-)
2000年合計特殊出生率／1995年合計特殊出生率	水準	「公共施設での託児サービスの充実」 (+)
2000年合計特殊出生率／1995年合計特殊出生率 ≥ 0.95 (vs 小)	大	「公共施設での託児サービスの充実」 (+) 「子ども部屋増改築の支援」 (+) 「不妊治療の相談の充実」 (+) 「延長・夜間保育の充実」 (-) 「公立保育所への常勤保育士の手厚い配慮」 (-) 「子育てサークルへの支援」 (-) 「産後・育児後の女性の再就職支援」 (-)
1990年から1995年への変化率より1995年から2000年への変化率が大きい (vs 小)	大	「公共施設での託児サービスの充実」 (+) 「ファミリー層への家賃補助」 (+) 「子育てサークルへの支援」 (-)

引用文献

- 厚生省大臣官房統計情報部. 1995.『昭和63年～平成4年 人口動態保健所・市区町村別統計――人口動態統計特殊報告――』.
- 厚生省大臣官房統計情報部. 1999.『平成5～9年 人口動態保健所・市区町村別統計――人口動態統計特殊報告――』.
- 小島 宏. 2003.「地方自治体における人口統計指標と少子化対策」高橋重郷編『厚生労働科学研究費 少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究 平成14年度報告書』, pp.222-231.
- 日本総合研究所. 2001.『都道府県及び市町村における少子化の実状と少子化対策についての実態調査 報告書』.

付表1 分析結果および独立変数の頻度分布

独立(統制)変数 カテゴリー	重回帰分析		ロジット分析		頻度分布(%)
	2000年 TFR	2000年/ 1995年	2000/1995 ≥0.95	2000/1995> 1995/1990	
定数	1.485 ***	0.938 ***	0.008	-0.062	
地方(基準:中部)					
北海道	-0.064	-0.010	-0.375	-0.201	5.2
東北	0.053	0.011	-0.139	-0.575	7.4
関東	-0.087 ***	-0.041 **	-1.029 #	-1.681 **	31.3
近畿	-0.009	0.004	0.421	0.660	13.0
中四国	0.003	0.003	-0.051	-0.810	9.1
九州	0.027	0.006	0.235	-0.961	11.7
都市規模(基準:中小)					
大都市	-0.130 ***	-0.026 #	-1.351 #	-0.403	9.6
95年/90年TFR比					
小	-0.080 **	0.004	-0.151	2.622 ***	11.7
大	0.018	-0.015	0.265	-1.435	8.3
95年TFR全国乖離率					
小	-0.085 **	0.004	0.064	1.055	42.6
大	0.162 ***	-0.010	-0.180	-1.869	11.3
2000年TFR全国乖離率					
小	-0.105 ***	-0.001	0.144	-0.495	40.0
大	0.122 **	-0.006	1.700 #	2.198 #	6.5
95年結婚出生比					
小	-0.016	0.010	0.345	0.309	33.9
大	0.113 *	0.015	-1.029	-1.606	3.5
95年結婚離婚比					
小	-0.028	-0.031 *	-1.380 #	0.279	9.1
大	0.021	0.001	-0.185	0.923 #	23.9
(少子化対策関連変数)					
少子化対策部署設置	0.053 *	-0.001	0.481	-0.196	9.1
延長夜間保育充実	-0.054 **	-0.010	-0.661 #	-0.165	72.6
学童保育充実	0.052 *	0.005	0.523	0.056	89.6
公立常勤保育士配慮	0.001	0.008	-0.947 *	-0.314	64.4
子育てサークル支援	-0.039 *	-0.012	-0.967 *	-0.760 *	44.8
公共託児サービス実施	0.041 *	0.020 *	0.783 #	0.800 #	23.0
ファミリー層家賃補助	-0.010	0.021	-0.201	1.360 #	5.7
子ども部屋増改築支援	0.020	0.047	5.110 **	0.286	1.3
子育て世帯住宅分譲	0.182 *	0.067	a)	a)	0.9
不妊治療相談充実	0.048	0.027	2.257 **	0.421	5.7
産前産後再就職支援	-0.072 **	-0.022	-2.042 *	-0.794	9.6
N	229	229	230	230	
Dependent Mean/%	1.391	0.928	29.1	41.3	
Adj R-Sq/LL Ratio	0.769 ***	0.074 *	209.04 *	202.43 #	

(資料)都道府県及び市町村における少子化の実状と少子化対策についての実態調査(2000)

(注)a)少数例のため、異常値

p < 0.10, * p < 0.05, ** p < 0.01, *** p < 0.001.

第8章 共働き夫婦における work-family interface の様相・2 —育児休業からの復職による変化—

仙田 幸子

1. はじめに

夫婦に子どもが生まれると、育児という新たに発生した家族役割に対処するために、夫婦は仕事と家庭へのかかわりあい方を調整しなおす必要がある。その調整はどのように行われるのであろうか。これは仕事生活と家庭生活の調整¹についての問題である。

仕事生活と家庭生活を調整する方法のひとつに公的育児資源²—育児休業制度、保育所など—の利用がある。これらを利用した調整パターンに、子どもが小さい間は夫婦のどちらかが育児休業制度を利用して仕事を休業して育児にあたり、その後は保育所を利用して就業時間中の育児を外部化する、というものがある。

夫婦の仕事生活と家庭生活の調整パターンは、理念上はさまざまなかたちがある。しかし、現実には育児休業取得による仕事と家庭の調整は女性がおこなうことが多い。2001年度時点の雇用労働者の育児休業取得率は、女性 64.0%、男性 0.33%であり、また、育児休業取得者の男女別割合は女性 98.1%、男性 1.9%である(厚生労働省, 2003a)。

では、夫婦のどちらかが育児休業から復帰した後の調整はどのようにおこなわれるのだろうか。

本研究では、夫婦のどちらかが育児休業から復職して1年未満の共働き夫婦7組に育児と仕事の両立に関するインタビュー調査をおこなった。昨年度のフォローアップ調査であるが、さらに1組の夫婦をインタビュー対象として追加した。

11. 先行研究

2.1 ファミリー・ライフ・サイクル

子どもの誕生は夫婦に大きな変化をもたらす。ファミリー・ライフ・サイクルからみると、子どもの誕生により、家族は“Establishment”段階から“New Parents”段階に移行する(Hill, 1986)。このとき、共働きの夫婦においては仕事役割、配偶者役割に親役割が追加されるため、役割間の葛藤が大きくなり、役割再定義が行われる(Schmittger et al., 1990)。とくに子どもの乳幼児期には子どもに手が掛かるため親役割が大きくなる一方で、職場でも中堅としての仕事役割を果たさなくてはならないため、役割間のバランスを取ることが重要かつ難しいものとなる(福丸, 2000)。ファミリー・ライフ・ステージの移行にともない、夫婦は再定義した役割にもとづき行動パターンを新しくしなくてはならない(Trost, 1974)。

2.2 夫の家事・育児遂行

1990年代に入るまで、男性の家事や育児についての研究はあまり行われていなかった。たとえば、男性の育児休業制度の利用についての研究は、ごく最近まで「国内においては

見つからない」(吉田ら, 1999 : p.25)状況であった。しかし、育児休業法 (1991) や男女共同参画社会基本法 (1999) を契機として、男性の育児や家事参加のための諸施策・啓蒙活動や、育児休業を取得した男性の手記の出版が行われるようになった (内田, 2001)。こうした流れの中で、男性の家事・育児に関する研究も盛んになった。

たとえば、福丸ら(1999)は、夫の労働時間の長さ、「仕事中心」の仕事観、「無関心」な子ども観が、夫の育児参加の阻害要因であると指摘する。大野ら (2003) は、夫の家事分担を推進する要因として、妻の経済力と妻の継続的フルタイム就業を指摘した。とくに育児期には、妻の労働時間、夫の家族に対する価値観も影響するという。大野ら(2003)は、育児期の夫婦において、妻の労働時間、妻の経済力が、夫の家事分担を促進すると指摘する。

男性の育児休業取得についての先行研究をみると、吉田ら (1999) は、夫と比較したときの妻の所得の相対的な大きさが夫の育児休業取得の促進要因であることをヴィネット調査から指摘した。しかし、子どものいる男性の 54.9%が末子出生時に育児休業の取得を「希望も取得もしなかった」という調査結果 (ニッセイ基礎研究所, 2003: p. 25) もある。

2.3 ワーク・ファミリー・コンフリクト

仕事役割と家庭役割はしばしば役割間葛藤、つまり、ワーク・ファミリー・コンフリクトをもたらす。仕事役割と家庭役割という複数の役割に従事することと心理的健康との関係については、1960年代から研究がおこなわれてきた (福丸 2000)。役割間の関係性をとらえるモデルには、一方の役割における状況や経験が他方に影響を及ぼすとする「スピルオーバー」、一方の役割における負の状況や経験が他方によって埋め合わせされるとする「補償」、役割は独立で相互に影響しないとする「分離」モデルがある。このうちもっともよく用いられるのが、スピルオーバー仮説である (福丸 2000)。

Higgins et al. (1994) は、ワーク・ファミリー・コンフリクトのライフサイクル、ジェンダーによる違いについての研究をおこなった。ワーク・ファミリー・コンフリクトを「役割加重 (Role overload)」「仕事の家庭への干渉 (Work interference with family)」、「家庭の仕事への干渉 (Family interference with work)」という3つの側面から検討した。役割加重や仕事の家庭への干渉の大きさはライフステージ、男女で異なり、子ども全員が13歳以上、男性でそれ以外の場合より低いことがわかった。

福丸 (2000) は、保育園児を持つ父母 124 組を対象にした調査データをもとに、「家庭から仕事」「仕事から家庭」へのネガティブ・スピルオーバー、「両役割間のポジティブ・スピルオーバー」という3つのスピルオーバーの状況を比較した。その結果、「家庭から仕事へのネガティブ・スピルオーバー」と「両役割間のポジティブ・スピルオーバー」の両方について、母親のほうが父親より高いこと、「仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバー」には差がないことが示された。また、「親役割」、「配偶者役割」、「仕事役割」の心理的重要度については、母親は「親役割」、「配偶者役割」、「仕事役割」の順で重要視しているのに対して、父親は「配偶者役割」、「親役割」、「仕事役割」の順であった。

ワーク・ファミリー・コンフリクトへの対処について、加藤(2002)は「コンフリクトの程度

が適度であれば、それに対する対処行動の成功可能性は高くなり、その成功体験が意欲や満足感を高める」(p.76)と指摘する。その対処行動は、大きく「夫婦での対処」と「個人の対処」に分かれ、個人の対処には、「他者巻き込み対処」、「仕事量低減対処」、「取り込み対処」があるというⁱⁱⁱ。

津田(2002)は、生涯キャリア発達の視点から、育児期の成人には、「キャリア計画」、「育児」、「アイデンティティ再構築」、「役割調整」という発達課題があり、「子どもの預け先への満足が高い」、「夫の(家事・育児)サポートがある」、「(モデルがいるなど)仕事のポジティブ面が高い」、「(上司、同僚のサポートが得られるなど)職場環境がよい」、「職務満足感が高い」とき、これらの発達課題の全般的な達成度が高くなることを明らかにした。さらに、「育児」については、「夫以外の人からのサポート」が高いことが、「役割調整」については、「職場環境」がよく、「母親の(子どもとの)分離不安」が低いことが、それぞれの達成度を高くすることが明らかになった。

2.4 研究枠組

ワーク・ファミリー・コンフリクトの分類枠としては、表1のようなものがある。以下の分析ではこの枠組みを用いる。

III. 調査

3.1 調査対象者の属性

首都圏に居住する共働き夫婦8組に育児と仕事の両立に関するインタビュー調査をおこなった。昨年度、夫婦のどちらかが育児休業中の夫婦8組に対するインタビュー調査をおこなった(仙田,2003)が、今年度はそのフォローアップ調査として、調査時点までに復職していた7組について、インタビューをおこなった。また、夫婦が外資系企業に勤務しており、妻が第2子について育児休業を取得していた夫婦1組(妻には復職直前、夫には復職直後にインタビュー)を新たに調査対象に加えた。外資系企業の従業員をサンプルに含めることで多様性が増すと考えられたからである。

調査対象夫婦の主な属性を表1に示した。夫婦の職業(職種、職掌を含む)の組み合わせは多様だが、全員がホワイトカラーである。

3.2 調査方法およびデータ作成方法

調査対象者のサンプリングは機縁法による。事前に電子メールで年齢、学歴、職業経歴、結婚・出産時期などの基本的な情報について回答してもらった上で、妻と夫の両方を調査対象としてインタビュー調査を行った。インタビューは夫婦同時にではなく個別に行った。

半構造化法によるインタビューを行った。主要な質問項目は、職業キャリア(職歴、職種・コース、異動歴、仕事の裁量性など)、家族キャリア(結婚年、子どもの人数、年齢・月齢、転居の有無など)、育児休業取得の経緯・期間、復職後の育児の状況(保育所や両親などの育児資源の利用、子どもの健康状態など)、職場の状況、家事・育児分担の実情とそれに対す

る感想、1日の生活パターン、将来展望、両立に際しての要望、追加出生の希望などである。

インタビューの時期は2003年11月から2004年3月で、インタビューの時間は1時間から長い場合では3時間に及んだ。インタビューは録音され、テープ起こしによってトランスクリプトを作成した。場合によっては、後日、電子メールで調査対象者から補足の情報が提供されたり、調査者が追加の質問をしたりすることもあった。以下では、事前の回答、トランスクリプト、(ある場合には)追加情報をデータとして分析を行うほか、昨年度インタビューの内容(仙田,2003)を参考にする。

IV. 結果

以下では調査対象者の発言を適宜引用する。その際、表1の調査対象者番号(<1> から<14> および <17> <18>)で発言者を示す。奇数が女性、偶数が男性の発言となる。また、対象となった夫婦は表1の対象夫婦番号(①から⑦および⑨)で区別する。これらの番号は、前回の調査報告(仙田,2003)の番号と共通である。発言を引用するにあたっては原則的に発言をそのまま引用したが、固有名詞は適宜置き換えた。発言中で省略した箇所は……で示し、文脈を補足する場合は補足内容を()の中に入れて示す。

今回インタビューした育児休業取得者の多くは、産前産後休暇に引き続き育児休業を取得していた。以下では、これらを一括して「休業」として示す。

4.1 育児休業

休業の期間

8組の夫婦のうち、5組は、子どもの1歳の誕生日前後で復帰している。1組は、1歳まで妻が休業した後、保育園の人数枠にもれてしまっていて子どもを入れられなかったため、夫がさらに半年の休業を取得し、1歳半になるまで休業していた(夫婦④:ただし仕事の都合上、妻の復帰から夫が休業に入るまで1ヶ月あいている)。逆に、祖母のサポートが得られたり、保育園入園の時期を考慮したりしてなどの理由によって、子どもの生後半年から10ヶ月程度で職場に復帰していたケースが3組あった。

法定可能な期間よりも育児休業期間が短くなる理由としては、保育園の入所時期との関係をあげる発言が複数あったほか、仕事が忙しくなるサイクルにあわせることを理由とする発言もあった。

本当は会社が待ってくれるというか会社に人の余裕があるのであれば、まあ正直言って少ないと思うんですけどね、やっぱり1歳まで休んだ方がいいと思います。……それが許されないんだったら、じゃあどのタイミングでスタートしようかなと思ったときに……結局は会社の方の忙しいタイミングが12月なので、そこからの復帰ということにはなってしまったんですけど <17>

休業中の人員配属など

「平成 14 年度女性雇用管理基本調査」によると、育児休業取得者があった場合の人員配置には、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所が約半分(51.7%)、「派遣労働者やアルバイトを代替要員として雇用した」事業所が約 3 割 (39.7%)、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員異動させた」事業所が約 2 割 (19.4%)である。

今回のインタビュー対象者のなかでは、育児休業取得者 9 名のうち、同僚に仕事を割り振ったり引き継いだりして休業に入ったケースが 4 名、ちょうど担当変更の時期に休業に入ったものが 2 名であった。派遣社員で代替されたケースは 2 名であった。職場での仕事のやり方が変わって業務量が増えた時期とも重なったために、増員がおこなわれたケースは 1 名である。

復職時の配属

育児・介護休業法によれば、休業期間後は、休業以前の原職に復帰させることが原則である。今回のインタビュー対象者も、ほとんどのケースでは、育児休業取得前とおなじ職場に戻っていた。ただし、職場は同じでも、より負荷の低い仕事に変更したケース <7> がある。

また、以前とちがう部署に復帰したケースもある。

3 月ぐらいにこれ（休業前）のときの課長さんにメールを出したのよ。そうしたら、今度復帰したらあなたはこっちですとメールが返ってきて <9>

このケースでは、休業前に <9> が担当していた仕事は子会社に移管されていた。

がちり〇〇（子会社の名前）さんが取っちゃってるから。わたしが抜けた時点で完全に移管しちゃった…「また <9> さんが戻ってくるから一部返してください」っていう話もあったらしいんだけど、「ちょっと勘弁してください」って言われたみたい <9>

出向から戻ると時期が重なったために、自分の希望を考慮してもらえたケースもある。

今いるところのほうの上司のほうから、さりげなくほかの私が仲がよかった一つ上の先輩を通じて、「どうしたい？」というような質問がメールで来て、で、直接その後部長とやりとりをして、希望を聞いてもらいました。……（出産の）直前まで出向していたので、普通であれば、いた部署に戻るというのが、よっぽどの場合じゃない限りはそうするのがルールだけれども、出向先だったこともあって、1 回出向を解かれて、産休に入るんですね。解かれているので、中ぶらりんの状態にあったので、逆に、そういうことが可能だった……出向する前の部署に戻りました……まさに希望のところに帰った。 <3>